

第百三十三号議案

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例

職員 of 大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成二十年東京都条例第百二十八号）の一部を次のように改正する。  
第四条第二号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。